

## 令和6年度 第2回 佐久市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和7年3月13日（木）

午後1時30分～

場所：佐久市役所南棟3階会議室

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 協議事項

地域包括支援センターの周知活動について 【資料No. 1】

#### (2) 報告事項

地域包括支援センター評価事業 評価結果について 【資料No. 2】

#### (3) 協議事項

居宅介護支援事業所における介護予防支援事業所の  
指定について 【資料No. 3】

#### (4) その他

### 3 事務連絡

### 4 閉会

※この会議は介護保険法第115条の48に規定される地域ケア会議です。

## 佐久市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

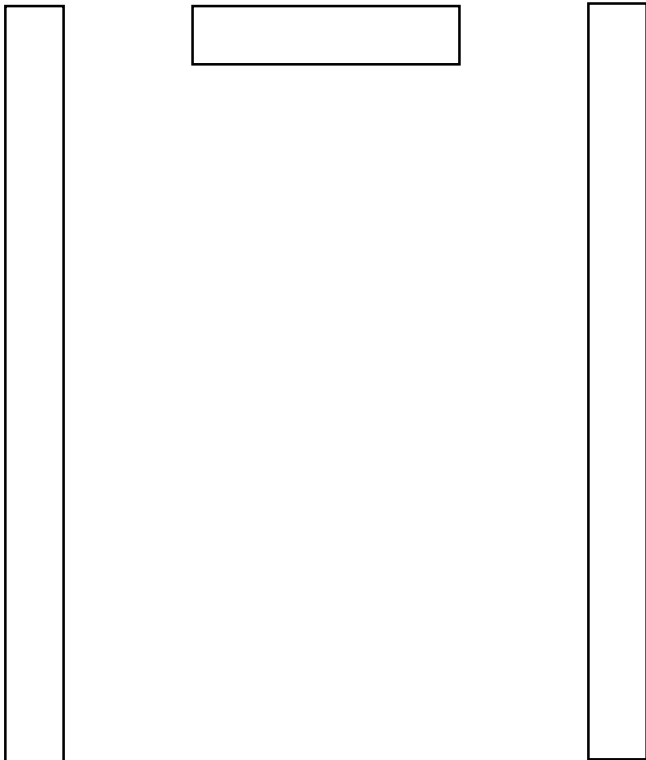
任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日 (敬称略)

選出組織等	氏 名	備 考
識見者	岩 松 明 美	ヘルパーステーション長土呂管理者
識見者	八 尋 道 子	佐久大学看護学部教授
医師会	岡 田 稔	佐久医師会監事
歯科医師会	野 村 裕 行	佐久歯科医師会会長
薬剤師会	今 牧 健 之	佐久薬剤師会会長
区長会	磯 貝 修	佐久市区長会理事
社会福祉協議会	小 林 光 男	佐久市社会福祉協議会会長
民生児童委員協議会	池 田 鐘 三	佐久市民生児童委員協議会 副会長(浅間地区会長)
民生児童委員協議会	青 木 美 佐 子	佐久市民生児童委員協議会 副会長(臼田地区会長)
保健補導員会	江 本 年 子	佐久市保健補導員会理事
栄養士会	柳 沢 喜 美 子	長野県栄養士会佐久支部支部長
シニアクラブ連合会	荻 原 明 雄	佐久市シニアクラブ連合会副会長
介護職域代表	石 川 理 恵 子	佐久市居宅介護支援事業者連絡協議会
弁護士会	町 田 清	長野県弁護士会 佐久在住会

# 令和6年度 第2回佐久市地域包括支援センター運営協議会 席次表

佐久市役所南棟3階会議室

佐久市区長会理事  
磯貝 修 委員  
佐久医師会監事  
岡田 稔 委員  
会長・副会長



青木 美佐子 委員  
佐久市民生児童委員協議会副会長

江本 年子 委員  
佐久市保健補導員会理事

柳沢 喜美子 委員  
長野県栄養士会佐久支部支部長

石川 理恵子 委員  
居宅介護支援事業者連絡協議会会長

町田 清 委員  
長野県弁護士会佐久在住会

岩松 明美 委員  
ヘルパーステーション長土呂管理者

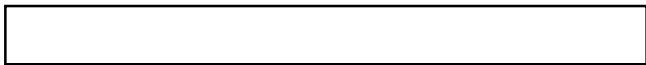
八尋 道子 委員  
佐久大学看護学部教授

野村 裕行 委員  
佐久歯科医師会副会長

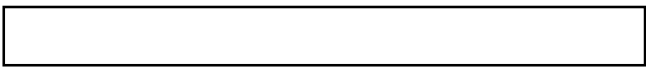
今牧 健之 委員  
佐久薬剤師会会長

池田 鐘三 委員  
佐久民生児童委員協議会副会長

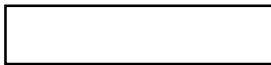
事務局



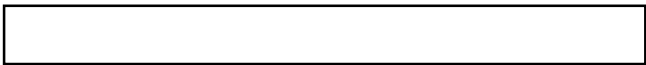
工藤  
小林 高齢者支援係長  
遠藤 福祉部長  
渡辺 高齢者福祉課長  
吉江 高齢者福祉課課長補佐  
柏木



浅科・望月包括  
高橋 管理者  
白田包括  
由井 管理者  
野沢包括  
仁科 管理者  
中込包括  
佐々木 管理者  
岩村田・東包括  
神津 管理者  
佐久平・浅間包括  
坂本 管理者



傍聴席



地区担当保健師

山岡 係長  
静谷

入口

# 佐久市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成17年9月28日告示第181号

改正

平成22年3月29日告示第53号

平成28年2月17日告示第9号

(設置)

**第1条** 本市の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るとともに、地域包括ケアの推進を図るため、佐久市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 生活支援等サービスの体制整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援事業を支える地域資源の開発その他地域包括ケアの向上のため必要と認められること。

(承認に係る事項)

**第3条** 前条第1号に規定する承認に係る事項は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの担当する圏域の設定
- (2) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- (4) センターの予防給付に係るマネジメント業務の居宅介護支援事業所への委託
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正及び中立性を確保するため必要と認められる事項

(センターからの書類の受領及びセンターの事業の評価)

**第4条** 運営協議会は、センターの運営に関する協議に資するため、毎年度、センターから次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
  - (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会が必要と認める書類
- 2 運営協議会は、前項に規定する書類及び次に掲げる事項を勘案して作成する基準に基づき、定期に又は必要な時に、センターの事業の内容を評価するものとする。
- (1) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏りが無いか。
  - (2) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。
  - (3) センターが作成するケアプランにおいて、提供するサービスが適正であるか。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて必要と認められる事項

(センターの職員の確保)

**第5条** 運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、地域の関係団体等との間において調整を行う。

(組織)

**第6条** 運営協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民、識見を有する者、関係団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

**第7条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第8条** 運営協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

**第9条** 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、委員以外の者の運営協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第10条** 運営協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月29日告示第53号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年2月17日告示第9号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 地域包括支援センターの 周知に向けて（報告）

令和7年3月13日  
佐久市地域包括支援センター運営協議会

No	委員提案	実施方法
1	区長会での周知	高齢者福祉課が総務課へ相談し、調整する
2	民協定例会での事例検討や意見交換の実施	4月定例会での3者連絡会の説明の際に提案する
3	センター主催のイベント等に学生ボランティアを募集	佐久大学「ボランタリーアクションセンター」、佐久大学短期大学部「福祉ボランティア」窓口へ相談
4	保健補導員活動にセンター職員が参加	高齢者福祉課が健康づくり推進課へ相談し、調整する
5	「地域包括支援センター祭り」の開催	今後検討
6	ロールプレイや劇によるセンターの説明	センター主催のイベント等で実施する
7	シニアクラブのイベント等にセンター職員が参加	今後検討

## 地域包括支援センター周知に向けた取組

### 1. 区長会での周知

- (1) 4月25日区長理事会でパンフレット配布と紹介
- (2) 地区 区長会への参加（2包括）

### 2. 民協定例会での事例検討や意見交換の実施

- (1) 事例検討やグループワーク等、地域の状況に合わせた実施方法について相談
- (2) 事例検討、グループワーク、勉強会などを実施

## 地域包括支援センター周知に向けた取組

### 3. センター主催のイベント等に学生ボランティアを募集

- (1) まちの縁側講座その後の会へ高校生の参加
- (2) 学生への講座実施

### 4. 保健補導員活動にセンター職員が参加

- (1) 保健補導員 ブロック研修会への参加
- (2) 地区活動への参加や検診車での結核・肺がん  
検診への同行

## **地域包括支援センター周知に向けた取組**

### **5. 「地域包括支援センター祭り」の開催**

- (1) 1地域で、祭りの提案があり検討中
- (2) 公民館や病院で行われる既存の祭り等へ参加
- (3) 包括独自の相談会の開催

### **6. ロールプレイや劇によるセンターの説明**

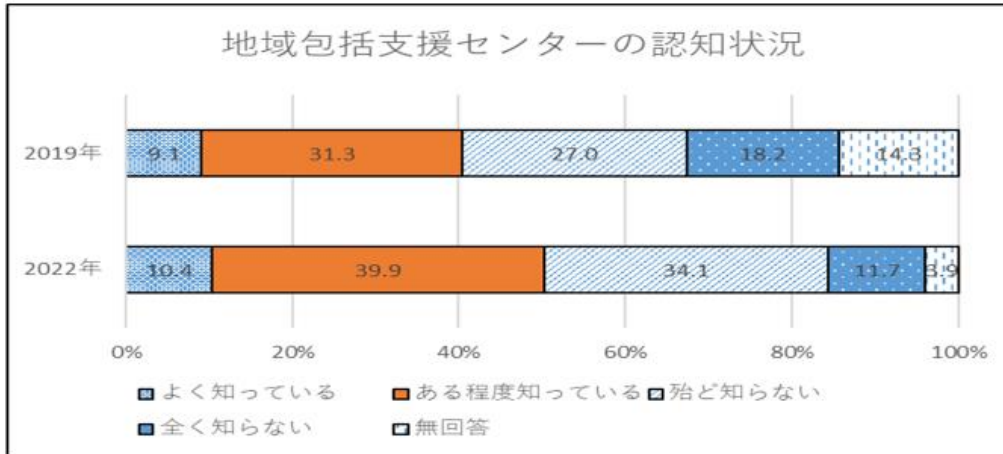
- (1) 講座の中で、実施

## **地域包括支援センター周知に向けた取組**

### **7. シニアクラブのイベント等にセンター職員が参加**

- (1) シニアクラブや地域のサロンやイベントに参加
- (2) 県長寿社会開発センター主催のシニア大学成果発表会やタウンミーティング、社会福祉協議会主催のサロン世話人交流会へ参加等





「よく知っている・ある程度知っている」の回答は、3年前（2019年）と比較すると、9.9%増加しています。

## 委員の皆様にご意見をいただきたい内容

- ・ 職場や関係する機関などで出来そうな包括の周知や活動
- ・ 取組みについて聞きたい内容
- ・ 就労している年代への周知方法

令和6年度佐久市地域包括支援センター評価事業 評価結果について

1 事業概要

(1) 概要

ア 方針

地域包括支援センター(以下「センター」という。)の業務状況等を把握・評価し、あわせて市の関わりについて点検する。市及びセンターは、評価結果をもとにセンター業務の質の向上のために必要な改善を図る。これにより、センターの機能強化を推進する。

イ 根拠法令

介護保険法第115条の46第4項及び第9項

ウ 評価対象期間

令和6年4月1日～9月30日

エ 評価方法

①自己評価 自己評価シートの「評価根拠」及び「課題及び今後の取組」を記載する。  
評価項目ごとに3段階(※)の自己評価を行う。



**②行政評価**

**◎基本的考え方**

○自己評価シートの「評価根拠」をもとに、佐久市地域包括支援センターとして求められる事業が実施できているかどうかを評価するとともに(絶対評価)、センター間の相互比較の観点も含めて(相対評価)、評価項目ごとに3段階の行政評価を行う。

○行政評価にあたり、第1段階として書類審査、第2段階としてヒアリングを実施する。

<p><b>書類審査の実施方針</b></p> <p>○自己評価シートの必須項目である「評価根拠」の記載内容に沿って評価を行い、必要に応じて「課題及び今後の取組」の記載を加味する。</p> <p>○客観性のある行政評価を行うため、以下の視点に基づいて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組や記述の有無</li> <li>・取組や記述の具体性</li> <li>・取組件数等(高齢者人口比等を勘案)の比較 等</li> </ul>	<p><b>ヒアリングの実施方針</b></p> <p>書類審査を補完し、行政評価の参考とするため、自己評価において記載された事項の正しさの検証や、好事例や課題の内容把握等の観点から、以下の事項についてヒアリングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・好事例・課題の詳細、事業計画の確認</li> <li>・各種帳票等(個人情報管理・苦情対応マニュアル、居宅委託先一覧表等)の確認</li> <li>・自己評価を通じての感想 等</li> </ul>
---	--

※評価区分

区分	程度	内容例
1	できなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着手しなかった</li> <li>・ 評価指標は達成したが期日が遅れた</li> <li>・ 評価指標の内容に満たない水準であった</li> <li>・ 評価指標の数値を下回った</li> <li>・ 業務を適正に処理できなかった</li> </ul>
2	できた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価指標の期日、内容どおりに達成した</li> <li>・ 評価指標の数値とほぼ同じであった</li> <li>・ おおむね適正に処理し、業務遂行に支障がなかった</li> </ul>
3	よくできた	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価指標を達成し、大きな成果を上げた</li> <li>・ 期日より早めに評価指標を達成した</li> <li>・ 目標に明記した数値を上回った</li> </ul>

(2)実施の流れ

ア センターが上記評価対象期間中の活動に関し、「自己評価シート」に沿って自己評価を実施し、市へ提出する。

イ 市は、提出された「自己評価シート」に基づき、ヒアリングを行い、行政評価を実施する。

ウ 自己評価及び行政評価の結果を地域包括支援センター運営協議会に報告する。

エ センターは、自己評価及び行政評価の結果をもとに、業務改善やサービスの質の向上に努める。

	4～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
包括	評価対象期間	●	←————→				←————→	
		自己評価シート提出	業務改善				R7事業計画作成	
市			←————→			●	●	
			ヒアリング			行政評価通知	運営協議会へ報告	

## 2 評価結果

### (1) 総括

地域包括支援センターの評価項目によっては標準の評価基準を下回る部分もあったが、概ね評価基準を上回っている。下回る部分については来年度以降の事業計画を立てる中で改善を図ってもらいたい。各地域包括支援センターで高齢者宅への積極的な訪問、関係機関との連携の強化、介護予防や認知症に関する普及啓発、地域づくりの推進、業務効率化など特色ある取り組みが行われていることから、他の地域包括支援センターの取り組みを参考にすることで、業務の更なる充実・強化が期待できる。

### (2) 評価結果

各地域包括支援センターの評価シート：別冊資料

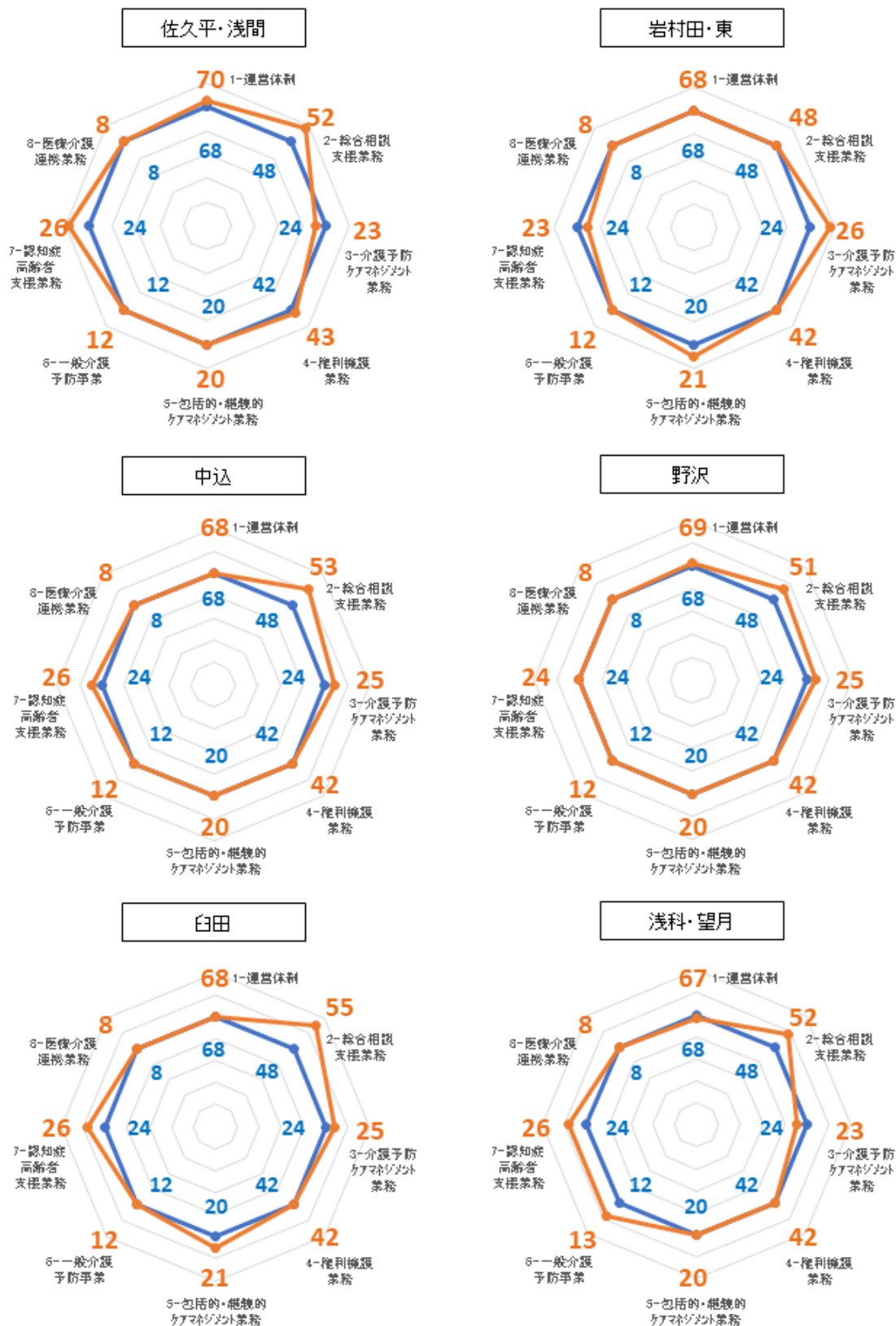
概要版：12～18ページ

### (3) 今後の予定

評価結果は、2月14日に各地域包括支援センターへ通知した。地域包括支援センターは、評価結果を踏まえて令和7年度の事業計画を策定する。

## 令和6年度佐久市地域包括支援センター評価事業 評価結果【概要版】

● 標準 ● 地域包括支援センター



包括	総評
佐久平・浅間	<p>①包括支援センターの周知について、市で作成されたもののほかにも包括独自で作成したチラシを用いて回覧板や区長会、全戸回覧はもちろんのこと公営住宅にも特化して配布を行うなど、幅広い周知を図っている。</p> <p>②目標を掲げて高齢者把握の個別訪問、認知症サポーター養成講座開催のための全地区副区長の訪問など、さまざまな取り組みで一貫して「顔の見える関係づくり」を大切にする姿勢があり、それがサロンの立ち上げや一般企業での認知症サポーター養成講座などの実績に結びついている。</p> <p>③地域の実態把握として、高齢者訪問に関して1日3件の目標を掲げ積極的に対応し、上半期で昨年を上回る958件の実績を上げた。</p> <p>④包括内でミーティングや相談記録の確認など丁寧に行い、包括としてのアセスメント結果や支援計画案を持ってケース対応に当たっている様子が日々のやり取り(電話や高齢者虐待関係・困難事例関係の会議等)で感じられる。</p> <p>⑤事業計画の進捗状況を全職員で確認し、着実に実行している。また、管理者が相談記録を全件点検するなど、業務の細部まで丁寧に取り組んでいる。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①地区サロン開催のなかった小田井下宿区、フェリーチェヴィータの施設の場所を借りサロン開催検討していた地域住民とマッチングを行い新たなサロン立ち上げ、長土呂区において高齢者の新たな集いの場「喫茶ながとろ」の立ち上げ支援を行うなどし、新たなサロンが3か所立ち上がった。</p> <p>②地区サロンへ参加するための移動手段としてデマンド交通やバス等公共交通機関の資源の見える化に取り組んだ。</p> <p>③地域包括支援センターの周知のため、公営住宅全戸訪問を行った。</p>

包括	総評
岩村田・東	<p>①経験年数の短い職員に対して、管理者や他の職員が同行訪問したり、随時相談に乗りながら、助言指導を行っている。</p> <p>②リハビリ専門職との同行訪問を活用する等、多職種の視点を取り入れながら、事例に対する適切なアセスメントと支援方針の決定を行っている。また、居宅支援事業所に対しても、個別のケースを通じて、自立支援の視点を伝えている。</p> <p>③認知症など様々な事例について、区長や民生委員等の地域住民と情報共有し、見守り体制を構築するために、地域ケア会議を活用している。</p> <p>④地域包括支援連絡会で学習したい内容について事業所にアンケートをとる等、ニーズに沿った連絡会を行うことで、エリア内の事業所の参加率が改善されている。</p> <p>⑤地域課題の掘り起こしから、協議会のテーマを「認知症の理解と対応について」と掲げ、地域住民や関係機関と検討するなど、認知症の啓発や地域づくりに努めている。上半期は「認知症サポーター養成講座」の開催がなかったため、今後は積極的な講座の開催に努めていただきたい。</p> <p>⑥業務時間内は必ず1人以上の職員が事務所に待機する体制が整うように努めていただきたい。</p> <p>⑦介護予防ケアマネジメント業務において、評価者に占める評価終了者の割合が前年度に比べて上回っている。ただし市の平均に比べると割合は下回っているため、今後も適切なケアプラン作成に努めていただきたい。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①事業所からのアンケートを基に包括連絡会の一年の計画を立て、第1回目の連絡会にて目標を共有した。</p> <p>②包括支援連絡会や家族介護者会など事業ごとに担当を決めた。</p>

包括	総評
中込	<p>①中込縁側の会を開催し、関係事業所や住民とのネットワーク構築を促している。地域で活動しているボランティアや事業所との関係づくりのきっかけになると思われるため、今後も積極的な開催をお願いしたい。</p> <p>②NeT4Uの立ち上げに関して、地域の病院との会議に立ち会う・担当部署に説明を行う等橋渡しをする等、市の事業への協力を積極的に行った。</p> <p>③独居世帯及び高齢者世帯の名簿を作成し、訪問体制を整えることにより、職員全体でわかるように地図等で見える化するなど落とし込みをしている。今後、訪問先を確認する中でも地区との連携を図っていただきたい。</p> <p>④三者連絡会前に紙面でのアンケート配布(今年度テーマ:防災について)を行い、情報共有を行った。民生児童委員との連携では「連携方法について」「介護保険について」の学習会を行う等、積極的な関わりが見られるため、今後も継続して民生児童委員と連携をして地区の様子を把握していただきたい。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①独居世帯及び高齢者世帯の名簿を作成し、訪問体制を整えた。</p> <p>②6月より地域包括支援センターの会議室を月に一度「おしゃべり場なかごみ」として開放。</p>
野沢	<p>①計画の進捗状況の確認として毎月初めに実績の確認することで年間活動計画の遂行に努めている。</p> <p>②野沢会館という立地を活かし、民生児童委員との関係が強化されている。</p> <p>③食改との連携について、伝達講習時に顔を出してもらうことや、39！ふれあい教室にも参加者を紹介するだけでなく、包括の職員の方も一緒に参加して顔つなぎをしてもらい、ありがたい。</p> <p>④市へ地区サロンへの依頼があった際に声がけすると一緒に参加してもらえることが多く、積極的に地域に出向こうという意識が強いと感じる。</p> <p>⑤事務所の場所が生涯学習センター内に変ったことを活用し、ヤクルト配布時や定例会の際に民生児童委員との相談体制を確保している。</p> <p>⑥介護予防ケアマネジメント業務において、評価者に占める評価終了者の割合が前年度に比べて上回っている。ただし市の平均に比べると割合は下回っているため、今後も適切なケアプラン作成に努めていただきたい。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①オレンジカフェの立ち上げの支援を行い、新たなオレンジカフェの立ち上げへと繋がった。</p> <p>②認知症サポーター養成講座を小学校で実施した。</p>



包括	総評
臼田	<p>①民生児童委員との顔の見える関係を心がけており、定例会にも積極的に参加している。介護保険についての勉強会も実施。</p> <p>②肺がん検診や地区サロン等、地域活動に積極的に参加(新たな場所や回数の増加)し、地域の実態把握や、ネットワークの構築に努めている。サロンの再開にも繋がっている。</p> <p>③認知症等による行方不明リスクが高い高齢者について、介護支援専門員に毎月状況確認していることで意識付けするとともに後方支援にもなっている。</p> <p>④地域包括連絡会で社会資源に関する勉強会や、実際に地域に出る散策ツアーを行い、社会資源について情報提供にとどまらず、地域を知る機会を設けた。</p> <p>⑤昨年度はACP普及、今年度は適正なケアマネジメント(インフォーマルサービス)と当課が強化したい点に沿った取組を行っている。講師等としても協力いただいている。</p> <p>⑥介護予防ケアマネジメント業務において、評価者に占める評価終了者の割合が前年度に比べて上回っている。ただし市の平均に比べると割合は下回っているため、今後も適切なケアプラン作成に努めていただきたい。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①佐久病院職員有志任意グループと一緒に地域資源インタビュー訪問</p> <p>②地区の公会場を借りて出張うすだ健康館を実施、薬局での出張相談窓口の実施</p>

包括	総評
浅科・望月	<p>①「浅科出張相談」でセンターから距離のある浅科地区の住民に対しての相談に乗ることや、「あさもち新聞」を発行して全戸回覧を行うことで包括支援センターの周知を図っている。広いエリアだからこそ大変な部分もあるかと思うが、こういった独自の周知は今後も続けていただきたい。</p> <p>②まちの縁側講座その後の会「寄っていかね会」を開催し、地域住民の行いたいことの掘り起こしを行っている。引き続き、地域の社会資源の開発に取り組んでいただきたい。望月地区だけでなく、浅科地区での活動の展開も期待する。</p> <p>③課題として、新規相談を受けると、介護保険の申請をした方がよいと判断する方が多く、介護予防の取り組みが早めに行けるとよいことを挙げられていたため、リハビリ専門職の同行訪問等も活用しながら介護予防の取り組みの検討、実践について期待する。</p> <p>④令和5年度、職員の増員により業務負担軽減が図られ「浅科出張相談」や、新規事業など地域活動の充実に向けさらに期待していたところであったが、令和6年度では職員減となっており、今後地域包括ケアシステム構築・充実を図るためにも、また浅科望月地区の地域特性を考慮する中でも、職員の増員の検討をお願いしたい。</p> <p>⑤職員の配置基準を満たしていない期間があった。今後はそういった事態にならないように法人として注意していただきたい。</p> <p>★今年度からの新たな取り組み</p> <p>①印内地区の民生児童委員から高齢者の集まる場所の相談を受け、立ち上げに協力した。(8/29 実施)</p> <p>②民生児童委員からの要望に応え、訪問時の視点を記載した「気になる高齢者チェックリスト」を望月地区民生児童委員定例会で配布し、活用を促した。</p> <p>③浅科・望月地域協議会にて特殊詐欺についての情報交換を行った。</p>



## 指定介護予防支援事業所について

### 1 指定介護予防支援事業所とは

居宅要支援者（要支援1・2）に対し介護予防サービス計画を作成する事業所。

これまで地域包括支援センター設置者のみ事業所指定を受けることができたが、介護保険法の一部改正（令和6年4月1日施行）により、居宅介護支援事業者においても事業者指定を受けて、介護予防支援を実施することができるようになった。

介護保険法の一部改正前は、居宅介護支援事業所が指定介護予防支援業務を行うには、地域包括支援センターから委託を受け実施していたが、今後は委託による方法以外に、直接請け負うことも可能となる。令和6年5月1日時点で、30事業所が委託を受けている。

### 2 市内事業所数（令和7年3月1日現在）

市内6地域包括支援センター

### 3 事業所の指定について

・指定にあたっては介護保険法第115条の22第4項の規定により「市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされており、本市においては地域包括支援センター運営協議会において協議する。

### 4 地域包括支援センターの一定の関与について

今回の制度改正により指定介護予防支援事業所の対象拡充は「地域包括支援センター（以下「包括」という）の一定の関与のもと」行われるものとされており、包括管理者会に相談させていただいた結果、本市としましては以下のように取り扱うものとする。

・初回面談は包括職員が同行し、対象者の把握を行う。

介護予防支援の対象者（介護予防給付サービスのみの利用）であった場合、利用者の意向を確認の上、指定事業所と連携を行う。

・年に1度（9月）、居宅介護支援事業者が担当する介護予防支援の対象者の名簿（氏名、生年月日、利用しているサービス等を記載）を作成し、担当地区の包括へ提出する。

・必要に応じてケアプラン点検、気付き（自立）支援型地域ケア個別会議へ出席する。

・県が主催する「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント新規事業研修会」を受講する。

## 指定介護予防支援事業所の新規指定一覧表

## (1) 新規指定

資料 NO	事業所名 (法人名)	住所	居宅介護支援事業所 指定日	介護予防支援事業所 指定日
3-3	ケアセンターさくら (医療法人雨宮病院)	佐久市下小田切73	平成16年4月1日	令和7年4月1日
3-4	ケイジン地域ケアセンター中込 (社会医療法人恵仁会)	佐久市中込 3丁目2番8	平成11年7月30日	
3-5	佐久総合病院 (長野県厚生農業協同組合連 合会 佐久総合病院)	佐久市臼田197	平成17年5月1日	
3-6	佐久総合病院ケアマネジメント センター (長野県厚生農業協同組合連 合会 佐久総合病院)	佐久市塚原801-1	平成15年5月1日	

## 「居宅介護支援事業所ケアセンターさくら」の指定申請の概要

## 1 当該申請の内容について

医療法人雨宮病院が運営する【居宅介護支援事業所ケアセンターさくら】が、介護予防支援事業を4月に開始するもの。

## 2 事業所について

## (1) 概要

- ・場 所 佐久市下小田切 73
- ・実施地域 佐久市、佐久穂町
- ・サービス種類 介護予防支援

## (2) その他

- ・既に地域包括支援センターからの委託により介護予防支援事業を実施している居宅介護支援事業所である。
- ・現在、地域包括支援センターからは8件の委託を受けており、事業開始時はその委託の案件を直接請け負うこととする。

## 3 指定申請時に提出された付表

付表第二号(十二) 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項					
事業所	法人番号	3100005002920			
	フリガナ	キョタクカイゴシエンジギョウシヨケアセンターサクラ			
	名称	居宅介護支援事業所ケアセンターさくら (居宅介護支援事業所としての指定:平成16年4月1日 直近の指定更新日:令和4年4月1日)			
	所在地	(郵便番号 384-0303 ) 長野県佐久市下小田切73			
	連絡先	電話番号	0267-81-5533 (内線)	FAX 番号 0267-81-5530	
管理者		Email	sakura@amemiya.or.jp		
	フリガナ			住所	
	氏名	主任介護支援専門員(研修修了証にて確認済)			
	生年月日				
		当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)	介護支援専門員		
		他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地		
		兼務先のサービス種別、兼 務する職種及び勤務時間等			
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数(人)		担当職員		事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置くこと	
		専従	兼務		
常勤(人)			5		
非常勤(人)					
事業開始時の利用者の推定数		7 人			
添付書類		別添のとおり			

## 「ケイジン地域ケアセンター中込」の指定申請の概要

## 1 当該申請の内容について

社会医療法人恵仁会が運営する【ケイジン地域ケアセンター中込】が、介護予防支援事業を4月に開始するもの。

## 2 事業所について

## (1) 概要

- ・場 所 佐久市中込3丁目2番地8
- ・実施地域 佐久市
- ・サービス種類 介護予防支援

## (2) その他

- ・既に地域包括支援センターからの委託により介護予防支援事業を実施している居宅介護支援事業所である。
- ・現在、地域包括支援センターからは24件の委託を受けており、事業開始時はその委託の案件を直接請け負うこととする。

## 3 指定申請時に提出された付表

付表第二号(十二) 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項					
事業所	法人番号	9100005002907			
	フリガナ	ケイジンチイキケアセンターナカゴミ			
	名称	ケイジン地域ケアセンター中込 (居宅介護支援事業所としての指定:平成11年7月30日 直近の指定更新日:令和2年4月1日)			
	所在地	(郵便番号 385-0051 ) 長野県佐久市中込3丁目2番地8			
	連絡先	電話番号	0267-64-1731 (内線)	FAX番号	0267-64-2128
管理者	フリガナ				住所
	氏名	主任介護支援専門員(研修修了証にて確認済)			
	生年月日				
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)	介護支援専門員			
	他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地			
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等				
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数(人)		担当職員		事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置くこと	
		専従	兼務		
常勤(人)	0	6			
非常勤(人)	0	1			
事業開始時の利用者の推定数		25	人		
添付書類		別添のとおり			

## 「長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院」の指定申請の概要

## 1 当該申請の内容について

長野県厚生農業協同組合連合会が運営する【佐久総合病院】が、介護予防支援事業を4月に開始するもの。

## 2 事業所について

## (1) 概要

- ・場 所 佐久市臼田 197
- ・実施地域 佐久市、佐久穂町
- ・サービス種類 介護予防支援

## (2) その他

- ・既に地域包括支援センターからの委託により介護予防支援事業所を実施している居宅介護支援事業所である。
- ・現在、地域包括支援センターからは 13 件の委託を受けており、事業開始時はその委託の案件を直接請け負うこととする。

## 3 指定申請時に提出された付表

付表第二号(十二) 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項				
事業所	法人番号	4100005001211		
	フリガナ	ナガノケンコウセイノウギョウキョウドウクミアイレngoウカイ サクソウゴウビョウイン		
	名称	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 (居宅介護支援事業所としての指定:平成17年4月1日 直近の指定更新日:令和2年4月1日)		
	所在地	(郵便番号 384 - 0301 ) 長野 都 道 佐久 市 区 臼田197 府 (県) 町 村		
	連絡先	電話番号	0267-81-1210 (内線)	FAX 番号 0267-81-1214
	Email	kaigoshien@sakuhp.or.jp		
管理者	フリガナ			住所
	氏名	主任介護支援専門員(研修修了証にて確認済)		
	生年月日			
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)	介護支援専門員		
他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地			
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等			
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数(人)		担当職員		事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置くこと
		専従	兼務	
常勤(人)	0	7		
非常勤(人)	0	0		
事業開始時の利用者の推定数		10 人		
添付書類		別添のとおり		



## 「佐久総合病院 ケアマネジメントセンター」の指定申請の概要

## 1 当該申請の内容について

長野県厚生農業協同組合連合会が運営する【佐久総合病院 ケアマネジメントセンター】が、介護予防支援事業を4月に開始するもの。

## 2 事業所について

## (1) 概要

- ・場 所 佐久市塚原 801-1
- ・実施地域 佐久市
- ・サービス種類 介護予防支援

## (2) その他

- ・既に地域包括支援センターからの委託により介護予防支援事業を実施している居宅介護支援事業所である。
- ・現在、地域包括支援センターからは8件の委託を受けており、事業開始時はその委託の案件を直接請け負うこととする。

## 3 指定申請時に提出された付表

付表第二号(十二) 指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項				
事業所	法人番号	4100005001211		
	フリガナ	ナガノケンコウセイノウギョウキョウドクミアイレngoウカイ サクソウゴウビョウイン ケアマネジメントセンター		
	名称	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院 ケアマネジメントセンター (居宅介護支援事業所としての指定:平成15年5月1日 直近の指定更新日:令和3年5月1日)		
	所在地	(郵便番号 385 - 0025 ) 長野 都 道 佐久 市 区 塚原801-1 府 (県) 町 村		
	連絡先	電話番号	0267-62-8654 (内線)	FAX 番号 0267-64-8321
	Email	nozawakyotaku@sakuhp.or.jp		
管理者	フリガナ			住所
	氏名	主任介護支援専門員(研修修了証にて確認済)		
	生年月日			
	当該事業所で兼務する他の職種 (兼務の場合のみ記入)	介護支援専門員		
他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入)	兼務先の名称、所在地			
	兼務先のサービス種別、兼務する職種及び勤務時間等			
○人員に関する基準の確認に必要な事項				
従業者の職種・員数(人)		担当職員		事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を置くこと
		専従	兼務	
常勤(人)	0	5		
非常勤(人)	0	0		
事業開始時の利用者の推定数		10		人
添付書類		別添のとおり		